

特集 研究集会「労働者協同組合法制を考える」

「協同労働」に法の裏付けを

労協法の理念・内容・意義

石 見 尚(東京都／日本ルネッサンス研究所)

労協法の理念と目的

労協法は組織法ですから、目的、通則（基本原則、種類、人格、名称、組合員資格、免税の規定など）、事業、組合員、設立、管理、解散および清算、登記、雜則、その他についての精緻な規定が必要となります。ここでは基本的な観点について、私見を述べることにします。まず、労協法の理念と目的の宣言に相当する事柄について提案します。

第1は、労働者協同組合は労働者の自主就業のための協同組合であることです。すなわち雇用される働き方ではなく、働く者が自助と連帶の価値に基づいて「共同で所有し民主的に管理する自主的事業体」であることあります。

第2は、労働者協同組合は組合員の経済的、社会的、文化的ニーズを充たすためのものであるから、それ自体営利を目的とするものではありません。

第3は、労働者協同組合は社会的責任、他者への配慮の価値に基づいて、コミュニティの持続的発展のために、政府の手の及ばない社会的分野での有用な非営利的活動をもあわせて行なうことがあります。そのためには、活動の基礎資本を協同労働の剩余から形成していく必要があります。

第4は、労働者協同組合は「自治と自立」を原則とするから、政府との契約にもとづいて、自主的管理の体制を自ら発展させなければならないことあります。

労働者協同組合の定義と種類

次の問題は、何を労働者協同組合と言うかを定義し、法人格を持つための要件を規定することが必要となります。その基本的な条件は、「協同労

働」ということになるだろうと思います。雇用されない働き方には、自営業、家内労働、ボランティア活動などがありますから、労働者協同組合がこれらと異なる点は「協同労働」を常態とする事業組織だと言うことになります。

さて、「協同労働」とは、労働の様態によって次のように規定してみてはどうでしょうか。

第1条件は、雇用労働ではなく、協同組合を組織して働く。

第2条件は、1つの事業組織としての仕事を分担し、共同の事業所において統一のあるタイムスケジュールに従って働く。

労働組合と異なる点は、雇用労働ではなく、また自主的な事業を協同組合原則に従って自ら経営することです。

類語に「協業」という言葉があります。「協業」は組合員が各自の事業の一部または全部を共同作業や共同経営で行う事業形態に注目した概念であります。その点、「協同労働」は労働の様態に注目した概念であります。したがって、「協同労働」のための協同組合が労働者協同組合だということになります。

協同労働の組織形態は、次の4つの種類に分かれます。そして協同組合の非営利的性格によって、4つの種類が行なう剩余金の従事分量配当にたいする税制上の取扱いが異なってくるのであります。

第1種 共同施設型協同労働

児童をもつ親たちが保育園を自分たちの労働で営む場合とか、生協の共同購入を自分たちの協同労働で営む組織がこれに該当します。農業で言えば農事の一部を協業化する法人である農事組合法人（第1号）がこれに相当します。企業組合ではこの形態は想定されていません。所得について組

合員に給料・賃金の支払い形態を採用せず、従事分量配当の形で剩余金を配分する場合は、従事分量配当は法人税上非課税の扱いになります。

第2種 共同経営型協同労働

協同労働によって組合員以外にも物やサービスを提供する事業体がこれに相当します。企業組合、農事組合法人（第2号）が共同経営型にあたり、労働者協同組合企業は共同経営型であります。組合員に給料・賃金が支払われている場合には、剩余金の従事分量配当の非課税扱いはないと考えられます。もちろん、事業の利用分量配当は組合の所得にたいする課税上損金の扱いになります。なお利用分量配当の損金算入については、他の種類の協同労働の場合も同様であります。

第3種 集団契約型協同労働

これは事業の発注先の依頼を受け、事業の全部または一部を受注して自分たちの作業計画と責任によって行うタイプのものであります。労働組合と異なる点は、発注者と雇用契約を結び、その指揮監督下で働く形態をとらないことです。すなわち協同労働の組合が仕事を請負い、自分たちの所有する労働用具、技能、自主的な労働配置をもって、仕事を遂行する場合がこれに相当します。ビルの清掃、公園などの管理、生協や地域の宅配事業を行う協同労働や家事サービスや介護の仕事がこれにあたります。また森林組合の作業班が実質的にこれに近い形態かと思います。業種によって一律に言うことはできませんが、賃金支給の形態をとらない組合は、従事分量配当の非課税の対象になる場合があると思われます。この集団契約型は、農事組合法人、企業組合では想定されていません。そのためにも独自の労協法を制定しなければならぬのであります。

第4種 複合型協同労働

上の3つのタイプを複合したものです。現実に、農事組合法人の場合を例にとると、第1号法人2154（出資組合のみ）、第2号法人1204、兼営型2901（1993）となっているのであります。協同労働の場合にも、第1種と第2種の併設が保育園や学校、文化サービスの事業体にあると思います。

また第2種と第3種の兼営は地域社会での給食事業はじめ、多くの地域福祉事業にあります。

労協法の定款と認可

労働者協同組合は協同労働の行なわれる大多数の業種、すなわち金融業を除く農林水産業、商業、建設業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業に組織されます。そして、個々には労働者の小規模な組織ですから、法人格を付与する手続きは登記による届出制による簡便なものであるべきです。実際問題として、行政庁の許認可を必要とする公益法人でもなければ、大規模な中間法人でもありませんし、1つの形式で律することはきわめて困難であります。農事組合法人は届出制です。

協同組合の「自治と自立」の新原則によって、自らを律する定款とそれに基づく運営の実体を確保することがきわめて本質的なことになります。したがって、定款と実質について検討し助言する何らかの自主的民間機関が設立される必要があります（後述）。

労協法は、この定款によって条件の整った協同労働に基づく組合に協同組合としての法人格を与えるとともに、社会的公益性の増進の見地からサポートする内容のものでなければなりません。

非営利団体としての共有資本の蓄積

労働者協同組合は組合員の自助と相互扶助に基づき、地域社会に貢献する組織ですから非営利を原則としております。いわゆるN P O（非営利団体）と異なる点は、資金を寄付に頼らず、自分たちの持続的な事業を通じて行なうことになります。社会的責任を持った専門的能力を向上させるための教育の充実が基本となっていることもその現れの1つであります。そのため労働者協同組合は、非営利的活動のための基本財産を自らの労働による剩余金の中から蓄積する必要があります。その基本財産は組合員に配分されることのない社会的共有（不分割）資本であります。したがってそのための内部留保金は非課税の政策がとられる

ことが望ましいのであります。すでに租税特別措置法第61条で、協同組合の留保所得の特別控除(昭和39年4月1日からの事業年度において、留保した金額の34%を損金として算入)をしている経緯もあることであり、労働者協同組合の共有資本の蓄積について国が税制上のサポートをすることは先例のあることあります。

労働者協同組合の条件

労働者協同組合は4人以上の組合員をもって成立することにします。

労働者協同組合は全従事者が組合員であることが望ましいが、非組合員が従事する場合もあるので、組合員の就業率を全体の75%以上とします。

また労働者協同組合は事業の全量を自分の組合で仕上げることが原則ですが、事業量の調整のために下請に出すときは50%以上を外注してはならない規定も必要になります。

定款の記載事項

労協法は自主的に定めた定款を基本とすることはすでにのべたところであります、労協法の公的的目的と労働者協同組合の民間企業としての運営の間に整合性のあることが望ましいので、定款に記載すべき最小限の必須要件を労協法で定めておく必要があります。その中で主要な点について述べておきます。

- ①目的 さきにあげた理念、目的を要約します。民主主義の強調が必要です。
- ②事業 事業の種類。 ③名称 ④事務所の所在地 ⑤公告の方法
- ⑥組合員の資格 協同労働することが条件。
- ⑦加入、脱退、除名、停職の条件
- ⑧仕事のないときの休業の手続きおよび復帰の手続
- ⑨出資、持分 一口の金額、株数。
- ⑩役員の定数 役員の選挙、報酬。
- ⑪総会および理事会
- ⑫会計 債務の限度額、準備金、共有資本の限度額、配当。

設立と登記

発起人2人以上によって法人設立の申請書を登記所に提出します。

発起人の条件は、20歳以上の正常な個人で、破産宣告を受けていない者。また設立後も組合員として参加できる人。

法人設立申請が受理されれば、行政庁に届出します。届出によって認可されたことになります。

ナショナルセンターと社会的経済振興基金

労働者協同組合には半ば官製的な中央会のような総合的指導機関は必要ではないし、あっても実効性がないと思われる所以設けない建前とします。むしろ労働者協同組合の社会目的の活動や労協間の協同活動の推進をはじめ、他の協同組合や共済組合や非営利団体との提携を進めるためのナショナルセンター機能が必要になります。そのセンターは調査研究、情報活動、広報活動の機能とともに組織、経営相談等も行なうことになります。このセンターは社団法人のような公益法人が民間主導の第三セクター方式をとることを考えるものとします。

つぎにこのセンターとは別組織になりますが、社会的経済セクターの振興のための基金制度を労働者協同組合のセンターが事務的に協力して、N P Oとして設立することを提案します。この財源は他の団体や個人など一般からの寄付に依拠しますが、労働者協同組合は各年度の剰余金の一部をこの基金に非課税の寄付金として入れることを想定します。また労働者協同組合の解散による清算後の残り財産は社会的経済振興基金に寄贈することとします。言うまでもないことですが、基金の用途については公表し、透明性を確保するものとします。基金は自ら収益を創るための有償の自主事業を行なうことができます。